

新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業（職域接種分）実施要領

＜長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業＞

（趣旨）

第1 この要領は、令和4年度長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱（令和4年4月22日付け4感第52号、4感ワ第17号。以下「補助金交付要綱」という。）に定める補助金の交付の対象となる事業のうち、新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業（職域接種分）（以下「本事業」という。）の実施に当たり必要な事項について定めるものとする。

（目的）

第2 本事業は、新型コロナウイルスワクチンの効果的・効率的な接種を進める観点から、企業又は大学等において職域での接種を行うことにより、市町村が実施主体であるワクチン接種の支援を行うことを目的とする。

（定義）

第3 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職域接種 「新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について（令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）」に定めるところにより実施するワクチン接種をいう。
- (2) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者をいう。

（実施主体等）

第4 本事業の実施主体、事業内容、留意事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 実施主体

ア 商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として職域接種を共同実施する中小企業又は団体（中小企業で構成されるものに限る。）（以下「中小企業等」という。）

イ 文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たし、所属の学生も対象として職域接種を実施する大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）

(2) 事業内容

次に定めるいずれかの方法で実施する職域接種とする。

ア 外部の医療機関が中小企業等又は大学等の指定した場所に出張する方法

イ 商工会議所、業界団体等が職域接種の実施のために新たに医療機関を開設する方

法（外部の医療機関から医師等を雇用する費用が商工会議所等に発生しており、かつ、職域接種終了後に速やかに医療機関の廃止届を提出する場合に限る。）

(3) 留意事項

ア 中小企業等が実施する職域接種における接種対象者が、中小企業等が接種を委託した外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合は、本事業の対象ではなく、医療機関の種別に応じて、新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金支給の対象となること。

イ 大学等が実施する職域接種における接種対象者が、大学の附属病院に出向いて職域接種を受ける場合及び大学の附属病院が当該大学内で実施する場合は、本事業の対象ではなく、新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金支給の対象となること。

第5 本事業の補助対象経費は、職域接種の実施に係る経費のうち、通常の予防接種での対応を超えるものとする。

(例)

- ・職域接種会場の使用料
- ・職域接種会場の光熱水費
- ・職域接種会場で使用するパソコン等のレンタル料金
- ・誘導員や受付等の人員確保のために雇用したアルバイト等への賃金
- ・職域接種に専従する職員の超過勤務手当
- ・職域接種に係る打ち合わせに要した費用

(提出書類)

第6 本事業を実施する者は、補助金交付要綱に定めるものに加え、次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 文部科学省から交付された地域貢献の認定に係る文書の写し（大学等が実施する場合に限る。）
- (2) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業における職域接種の実績報告書（別紙）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付)

第7 本事業の補助金の交付に係る補助事業者、基準額、補助対象経費及び補助率は、補助金交付要綱に定めるとおりとする。

附 則（令和4年4月22日4感ワ第23号）

この要領は、令和3年11月17日から適用する。